

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

様式7 - 1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無	
該当なし													

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式7 - 2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無		
該当なし															

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

様式 7 - 3

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
播磨研究所大型放射光施設(SPring-8)及び関連施設運転業務(理研運営費交付金分)	埼玉県和光市広沢2-1 独立行政法人理化学研究所和光事業所 経理部長 石川 弥	平成25年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	-	33,629,807	-	公財	国所管	1	当該契約は、業務目的を達成するために不可欠な特定の役務であり、応札可能業者は限られると思われるが、必ずしも限定的ではなく他の業者も競争参加出来る可能性もある。しかし仕様内容の変更については困難なことから見直しは行わず、従来通り公告期間の十分な確保を行うなどして競争性の拡大を図っていきたい。	有	
播磨研究所大型放射光施設(SPring-8)及び関連施設運転業務(特定先端大型研究施設運営費等補助金分)	埼玉県和光市広沢2-1 独立行政法人理化学研究所和光事業所 経理部長 石川 弥	平成25年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都 1-1-1	一般競争入札 (総合評価の実施なし)	-	3,862,664,997	-	公財	国所管	1	当該契約は、業務目的を達成するために不可欠な特定の役務であり、応札可能業者は限られると思われるが、必ずしも限定的ではなく他の業者も競争参加出来る可能性もある。しかし仕様内容の変更については困難なことから見直しは行わず、従来通り公告期間の十分な確保を行うなどして競争性の拡大を図っていきたい。	有	

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7 - 4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
科学技術館「研究成果等の普及促進事業に関わる展示装置等」の維持・管理・運営業務	埼玉県和光市広沢2-1 独立行政法人理化学研究所 和光事業所 経理部長 石川弥	平成25年4月1日	公益財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2-1	本業務は、理化学研究所の研究内容の紹介、成果の普及啓発及び科学技術に対する国民の意識向上を図り、科学技術の発展を目的とするもので、同様の目的で運営されている科学技術館における活動と一体的連携を図りつつ実施している。当該展示装置等は、同館における展示装置等も建物と一体として運営されることを前提として企画・整備されたものであることから、本業務を実施できるものは同館を所有し、運営管理を行っている同法人しかいないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第2号)	-	60,202,497	-	0	公財	国所管			本業務を実施する建物との一体的な管理運営が必要であり、それを可能とする者から役務の提供を受けるため、契約方式は今後も競争性のない随意契約によらざるを得ない。	有
放射性廃棄物廃棄業務	埼玉県和光市広沢2-1 独立行政法人理化学研究所 和光事業所 経理部長 石川弥	平成25年7月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本業務は、和光地区における放射性廃棄物の廃棄を依頼するものである。現在放射性廃棄物を業として集荷・処理する許可を得ている機関は公益社団法人日本アイソトープ協会のみであり、同協会以外に本業務を実施できる者がいないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	19,074,300	-	1	公社	国所管			業務目的を達成するために不可欠な特定の役務について当該役務を実施することが可能な者から提供を受けるものであるため、契約方式は今後も競争性のない随意契約によらざるを得ない。	有

公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。